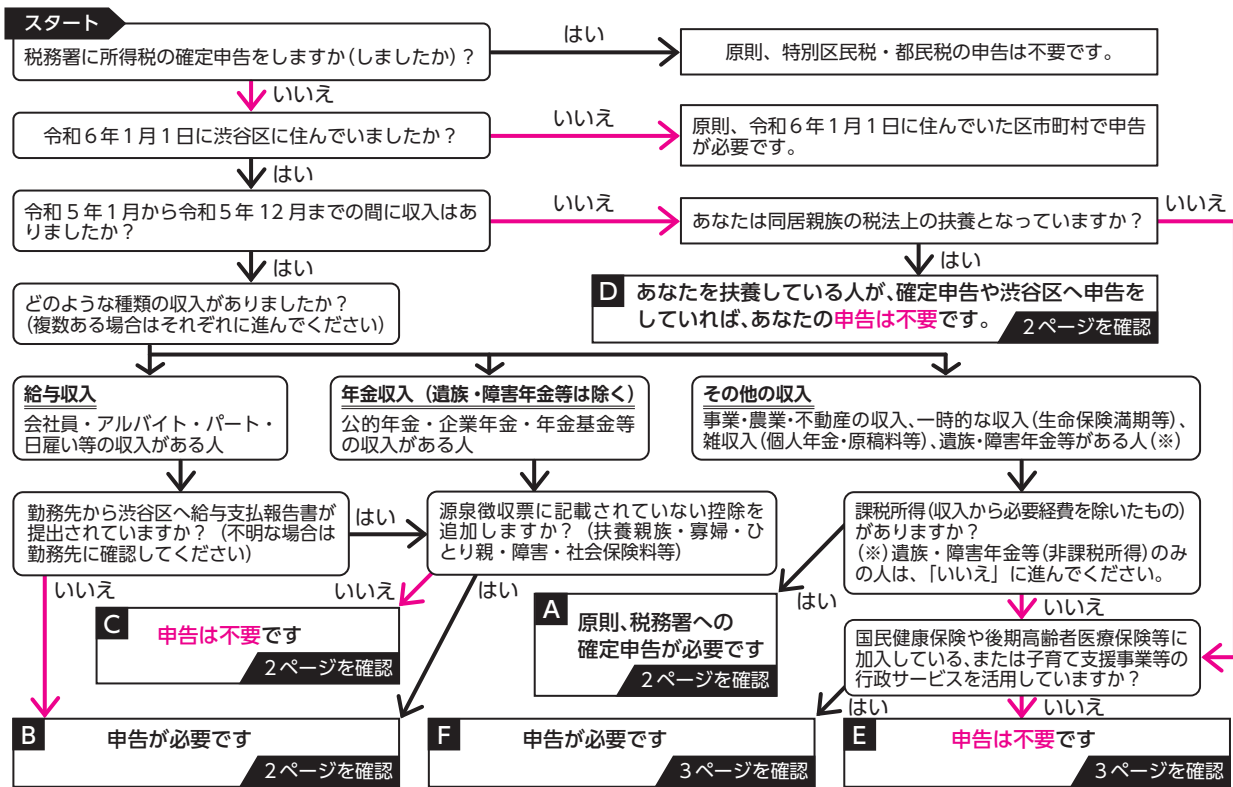


重要

- **申告期限** は **令和6年3月15日(金)** です。
 - ・受付期間：令和6年2月16日(金) から令和6年3月15日(金) まで（土日及び祝日は除く）
 - ・受付時間：午前9:00 から午後5:00 まで
 - ・受付窓口：渋谷区役所6階 税務課 課税第一係・課税第二係（6-2税務課）
- 申告期間は窓口が大変混雑します。混雑緩和のため、郵送での申告にご協力ください。
- 税額シミュレーションシステムのページの案内に従って入力・印刷すると申告書が作成できます。（郵送での提出が必要です。）
詳しくは **3ページ** をご覧ください。
- **申告期限を過ぎてから申告された場合は、税額の決定までに時間がかかり、各種行政サービスに影響が及ぶ場合があります。申告期限内の申告をお願いいたします。**

あなたは申告が必要？不要？「申告判別フローチャート」で確認しましょう。

- 「はい」「いいえ」に沿って進んでください。申告の必要・不要が分かります。
- **A～F** に到達した場合は、**2～3ページ** の説明をお読みください。



問合せ先 ※電話番号のかけ間違いにご注意ください。

■ **渋谷区役所 区民部 税務課 課税第一係・第二係**
 <特別区民税・都民税の申告等に関する問合せ>
 住所：〒150-8010 渋谷区宇田川町1番1号
 電話（直通）：03-3463-1719 / 03-3463-1726

■ **渋谷税務署**
 <確定申告や所得税に関する問合せ>
 住所：〒150-8333 渋谷区宇田川町1番10号 渋谷地方合同庁舎
 電話（代表）：03-3463-9181

申告判別フローチャート
問合せ先

申告にあたっての
申告の必要・不要チェック
ポイント

申告が必要な人へ

申告書の記載方法
「所得なし」

申告書の記載方法
「所得あり」

収入・所得

所得から
差し引かれる金額等

医療費控除について

寄附金税額控除
所得税と異なる課税方式
の選択

申告書の控除